

1 基本理念

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第二条より）

いじめは、全児童に関する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

さらに、もし、いじめを受けていると思われるときは、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを最優先に対処する。

加えて市、学校、地域、家庭、児童相談所その他の関係者が連携を図り、適切かつ迅速にこれに対処する。その際、正確に丁寧な説明を行い、決して隠ぺいや虚偽の報告を行わない。

2 組織及び組織図

（1）《いじめ防止対策委員会》 定例：学期1回

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、道徳教育推進教師
養護教諭、保健主事、（必要に応じて委員会や、専門的知見を持った第三者の参加を求める。）

- ↓ ※学校における研修や取組等も計画・協議する。
- ↓ ※いじめの未然防止、早期発見に努める。
- ↓ ※事実確認のため、調査班を編成する場合もある。
- ↓ ※事案により組織の構成を柔軟に対応する。

いじめ発生

- ↓ ※事案発生時は、緊急対応会議を開催し対応する。

緊急対応会議

- ↓ ※いじめが起きた集団への働きかけ等を協議する。

＜調査班＞

担任、学年主任、教務主任
生徒指導主任、道徳教育推
進教師

＜対応班＞

担任、学年主任、
養護教諭、保健主事、

(2) 組織の役割

- ・いじめ防止基本方針及び年間計画の策定
- ・いじめの未然防止活動（教育相談、情報収集と記録）
- ・いじめへの対応（事実の把握、保護者との連携、関係機関との連携）
- ・いじめ防止基本方針及び年間計画の見直し
- ・教職員の資質向上のための校内研修

3 いじめの未然防止活動について

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。また、児童の自尊感情を育成することに力を入れる。

(1) 豊かな心を育む取り組みについて

- ・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道徳の授業等が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。そのため、**ゆたかな人間関係づくり実践プログラム**も活用していく。また、**授業参観等で道徳授業の積極的公開**に努める。加えて、**諸行事を中心に集団の一員としての自覚や自信を育む**ことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、**情報モラルに関する指導力の向上に努め**、児童に十分な指導をしていく。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。また、校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。
- ・児童会が主体となり12月を中心に「**命を大切に**するキャンペーン」などを計画、実施していく。

(2) 授業における取り組みについて

- ・「わかる授業」の展開を大切にし、自己有用感を高める。
- ・グループ学習を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。

(3) 児童、保護者への啓発活動

- ・いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうため、保護者、地域住民、その他関係者と連携を図っていく。**掲示物、学校便り、学年便りによる情報の発信を行う。**
- ・児童向けに**携帯電話の安全な使い方について講演会を行う。**

4 いじめの早期発見について

- (1) いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- (2) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、「教師用いじめチェックリスト」を活用して、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。
- (3) 各家庭に「家庭用いじめチェックリスト」を配布するとともに、市の電話相談やメール相談の窓口について広く伝える。また、学校全体として、家庭と連携し、気兼ねなくいじめに対して相談しやすい体制を整える。（保存版 いじめのサイン発見シート）

(4) アンケートの扱い

① アンケート調査

いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、定期的なアンケート調査を行う。（毎月）（年3回学期末）
調査により、いじめが疑われる事案については、速やかに全校で共通理解を図る。

② 教育相談

日常的に教育相談を行うことを保護者に周知する。個人面談、懇談会、いつでも授業参観等の利用。

(5) 保護者との連絡

担任

- ↓ ○直接会って、事実を基に具体的な対策を話す。
- ↓ ○協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ↓ ○必要に応じて、教頭等も話し合いに参加する。

保護者

5 いじめの相談・通報の体制について

- (1) 児童が教職員にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。「話す勇気」について、子ども達に具体的に指導するとともに、話した子がいじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。
- (2) 日頃から、いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えないように指導しておく。万が一、いじめが起こった時に、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教

職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や教育相談室等の活用など一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やその他学校職員で、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

- (3) 担任以外のどの教職員でも相談等に対応できるようにしておく。いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、直ちにいじめ防止対策委員会に報告し、速やかに組織的に対応する。
- (4) 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- (5) 学校以外の相談窓口
 - ・子供と親のサポートセンター 0120-415-446 (24時間体制で対応)
 - ・やまびこ電話 柏04-7166-8181 (困ったこと)
 - ・青少年センター 04-7164-7571 (いじめ、非行等の問題)

6 いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめ情報のキャッチ
 - ① いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなくてはならない。
 - ② ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主任（いじめ防止対策委員会を招集）に連絡し、管理職に報告する。
 - ③ いじめられた児童を徹底して守る。見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）
- (2) 正確な実態把握
 - ① いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をして行き、訴えを真摯に受け止める。
 - ② 事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
 - ③ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
 - ④ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
 - ⑤ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- (3) 保護者との連携
 - ① 保護者とは、複数の教職員（担任・学年主任・生徒指導主任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に説明を行う。
 - ② 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

- (4) 委員会や関係機関への報告、相談を丁寧に行い、必要に応じて、学級臨時保護者会等を行うなど、さらなる連携を図る。

7 早期対応の取り組みについて

一時対応（緊急対応）

(1) 指導体制、方針決定

- ① いじめの事実関係を正確に把握する。
- ② いじめを受けた児童の安全確保に努めると共に、全面的な支援をする。
- ③ いじめの解決に向けて、校長及び関係職員と協議し、指導のねらいと方針を明確にする。
- ④ すべての教職員の共通理解を図る。
- ⑤ 対応する教職員の役割分担をはっきり決める。
- ⑥ 教育委員会、場合によっては、警察等の関係機関との連携を図る。

二時対応（短期対応）

保護者や関係機関と連携を図りながら、いじめを受けた児童を支援する体制を整えると共に、いじめを行う側への指導方針を立案し、共通理解を図る。

(2) 児童への指導・支援

① いじめられた児童側

ア 児童に対して

- a 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。被害児童の不安や心配を最優先に取り除く。
- b 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。安全確保と全面支援（心のケア）
- c 場合によっては、緊急的措置として別室登校（相談室、保健室等）なども考える。
- d いじめを受けた児童との信頼関係が最もできている教師を担当にして、児童を支援する。
- e スクールカウンセラーの活用や安心して被害児童が学校に登校できるための措置や支援について示す。

イ 保護者に対して

- a まず、いじめを発見したその日（場合によっては翌日）のうちに、保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- b 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- c 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。不安な点を聴取し、対応策を示す。
- d 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- e 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- f 学校と保護者が問題解決の途中で行き詰った場合は、関係

機関と連携し、解決を図る。

②いじめた児童側

ア 児童に対して

- a いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け、指導する。
- b 決して被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることがないよう毅然として指導する。
- b 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを理解させる。

イ 保護者に対して

- a 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- b 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- c 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- d 学校教育法第35条により、他の児童の教育に妨げがあると認める場合は、その保護者に対して児童の出席停止を命ずると共に、教育委員会に報告する。

③周りの児童たち

ア 児童に対して

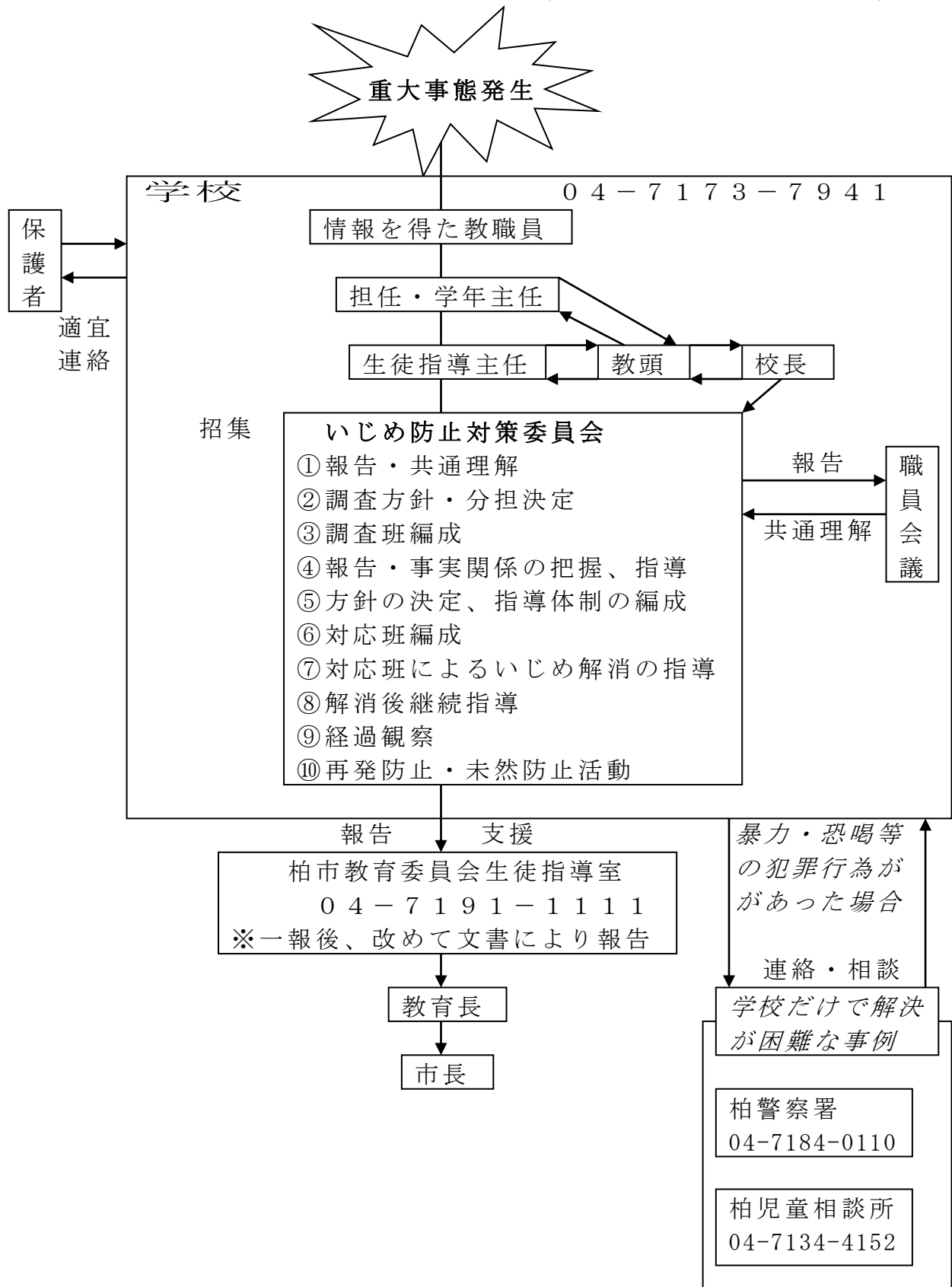
- a 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。例えいじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- b 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- c いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- d いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分の問題として意識させる。

(3) 今後の対応（長期対応）

- ①スクールカウンセラー等の活用も含め、児童の心のケアに当たる。
- ②丁寧、かつ継続的に指導や支援を行う。
- ③心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営に努める。
- ④規範意識の育成と人間関係づくりの改善など、道徳授業を中心に、保護者とも連携し、協働して取り組む。
- ⑤ネット上のいじめへの対応について、名誉棄損、プライバシー侵害等があった場合は削除等の必要な措置をとる。

8 重大事態への対処について

(1) 重大事態が発生した場合の対応 ※緊急時には臨機応変に対応。



(2) 重大事態についての基準（法第28条）

【重大事態】

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる

9 公表、点検、評価等について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公表する。
- (2) 年度ごとに、いじめ防止対策委員会の中で、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。
- (3) 年度ごとに、いじめ問題への取り組みを保護者、所属職員等で評価する。また、学校評価の項目に加え、次年度の資料とする。

10 年間指導計画について（別添）